

粗大ごみ処理手数料改定のお知らせ

平成26年4月1日から消費税率の引上げに伴う消費税の転嫁により、有料予約制（市町村の窓口で受付）により戸別収集している粗大ごみの処理手数料を次のとおり改定しますので、皆さまのご理解をお願いします。

1. 改定日

平成26年4月1日からです。

2. 粗大ごみ処理手数料の額（消費税込みの額）

区 分	単 位	処理手数料の額
縦、横、高さのうち最大の長さが 120cm未満の粗大ごみ (500円券)	1件	540円
縦、横、高さのうち最大の長さが 120cm以上の粗大ごみ (1,000円券)	1件	1,080円